

議案第5号

中部広域行政管理組合の解散について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第288条の規定により、平成10年3月31日をもって、中部広域行政管理組合を解散することを、関係市町村の協議により定めることについて、同法第290条の規定により、本議会の議決を求める。

平成10年1月23日

三朝町長 吉田秀光

平成10年1月23日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美